

見本市等出展における販路開拓で 最大50万円を補助

— 岡崎ものづくり支援補助金 —

岡崎ものづくり推進協議会
(岡崎市・岡崎商工会議所)

岡崎市内のものづくり事業所が、見本市等に出展し、販路開拓に取り組む費用の一部を補助します。

◆ 補助対象となる事業

岡崎市内に本社又は試作開発拠点を6箇月以上有し、市税を完納している製造業者（製造業に参入を目指す事業所を含む）が、見本市等に出展して販路開拓に取り組む事業
ただし、次のアからカに該当するものは除きます

- ア その場で小売することを主目的とするもの
- イ 岡崎市が主催、共催するもの
- ウ 展示規模が50小間未満のもの
- エ 補助対象事業者が自ら出展しないもの（ただし、組合・連合会等が団体として出展スペースを確保し、出展企業を募集する場合は補助対象とする）
- オ 展示スペースに補助対象事業者の個別ブースを有しないもの
- カ 補助対象事業者が当該見本市等の主催者であるもの

◆ 補助対象経費

見本市等出展料（小間料）、見本市等の主催者に対して申し込む会場設営費

◆ 補助金額

補助対象経費の1/2以内（1社最大50万円） ※1,000円未満切り捨て
（予算の範囲内であれば、補助限度額までの複数回の申請が可能です）

◆ 申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書、事業計画書
- ②補助対象経費に係る見積書
- ③出展募集案内及び応募要項等のパンフレット（開催日、事業規模等がわかるもの）
- ④市税納税証明書
- ⑤会社案内

申請期間

令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）（ただし、予算の範囲内）

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者でない者は、

当該年度の11月30日までは、申請をすることができません

（事業実施期間 令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金））

申請にあたっては、岡崎ものづくり支援補助金募集要領を必ずご確認ください

お問合せ先：岡崎ものづくり推進協議会（岡崎商工会議所内）
〒444-8611 岡崎市竜美南1丁目2番地
電話 0564-53-6191 FAX 0564-53-0101
URL <http://okamono.com/>